

茨城県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則

令和7年3月12日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（令和7年条例第2号。以下「条例」という。）第6条第3項、第7条第1項から第6項まで及び第9項並びに第30条の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等に関する事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 この規則において「職員」とは、条例の適用を受ける職員のうち非常勤職員（条例第7条の4に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）及び会計年度任用職員以外の職員をいう。

(職員の職務の級別職務内容)

第3条 条例第6条第3項の等級別基準職務表に規定する職務に相当する職務で同表に規定のない職務の級（以下「級」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

(新たに給料表の適用を受けることとなった職員の級)

第4条 新たに給料表の適用を受けることとなった職員の級は、次の各号により決定されるものとする。

- (1) その者の職務が条例別表第1若しくは条例別表第2又は別表第1に掲げられている職員の職務であるときは、当該職務の属する級
- (2) その者の職務が条例別表第1若しくは条例別表第2又は別表第1に掲げられていない職員の職務であるときは、当該職員の複雑と責任の度が同表のいずれの職員の職務に相当するかを判断することによって決定される級

(新たに給料表の適用を受けることとなった職員の号給)

第5条 新たに給料表の適用を受けることとなった職員の号給は、別表第2の初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の採用区分欄又は職種区分欄及び学歴免許等欄に対応する初任給欄に定める号給とする。

2 初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 初任給基準表において別に定める場合を除き、別表第3の学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定める区分による。
- (2) 職員の有する最も新しい学歴免許等の資格（当該資格以外の資格によることがその者に有利である場合はその資格）による。

3 新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許

等欄の学歴免許等の区分に対して別表第4の修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数の数に4を乗じて得た数を加えて得た数又はその減ずる年数の数に4を乗じて得た数を減じて得た数を号数とする号給をもって同欄の号給とすることができる。

- 4 新たに給料表の適用を受けることとなった職員となった者のうち、経験年数（第2項の規定により初任給基準表の適用に当たって用いられたその者の有する学歴免許等の資格を取得した時以後の年数を別表第5の経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数をいう。以下同じ。）を有する者の号給は、前3項の規定による号給の号数に、当該経験年数の月数を12月（経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に別表第6の昇給号給数表（以下「昇給号給数表」という。）のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（広域連合長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で広域連合長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）をもって、その者の初任給として受けるべき号給とすることができる。
- 5 新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、別表第2の行政職給料表初任給基準表の採用区分欄に掲げる経験者の試験の結果に基づいて職員となった者に対する前項の規定の適用については、同項中「除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）」とあるのは、「除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）から別表第2の行政職給料表初任給基準表の採用区分欄の区分ごとに同表の減ずる年数欄に定める数を減じて得た数（減じて得た数が零以下である場合は零）」とする。

（新たに給料表の適用を受けることとなった職員の号給の特例）

第6条 次に掲げる者から引き続き給料表の適用を受けることとなった職員又は特殊の技術、経験等を必要とする職員であつて、その号給の決定について第5条の規定によるときは著しく部内の他の職員との均衡を失し、若しくはその採用が著しく困難になると認められるものについては、あらかじめ広域連合長の承認を得てその者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公共団体の職員
- (4) その他前3号に準ずると認められる者

(昇格及び降格)

第7条 職員がその者の属する級に含まれる職務の複雑と責任の度を異にする他の職務に異動したときは、第4条の規定の例により、その現に属する級より上位又は下位の級に昇格又は降格されるものとする。

(昇格の基準)

第8条 職員を1級上位の級に昇格させるのに必要とする資格は、その者の現に受けている号給の額が1級上位の級の最低の号給の額に達していなければならない。

2 前項の場合において、その昇格させようとする職員が現に属する級において1年以上在級していなければ昇格させることはできない。ただし、在級年数が1年に満たない者を職務の特殊性等により特に昇格させる必要がある場合において、あらかじめ広域連合長の承認を得たときは、この限りでない。

3 職員の昇格させる日以前における直近の勤務成績が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を昇格させることはできない。

- (1) やや劣る
- (2) 劣る

(昇格の特例)

第9条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の現に属する級より上位の級に昇格させることができる。

- (1) 前条に規定する資格を有する適格者が不在の場合において、欠員を補充しないと公務の運営に支障をきたすおそれがあるため、当該級より1級下位の級に属する職員をもってこれに補充しようとする場合
- (2) 職員が初任給基準表の学歴免許欄の異なる区分に属する学歴免許等の資格を取得した結果、上位の級に昇格する資格を有するに至った場合
- (3) 職員が生命をとして職務を遂行し、そのため危篤となり又は著しい障害の状態となった場合

(昇格の場合の号給)

第10条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前条第2号又は第3号の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前条第2号の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

(降格の場合の号給)

第11条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、降格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第8に定める降格時号給対応表の降格後の号給欄に定める号給とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得てその者の号給を決定することができる。この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

(初任給基準を異にする異動)

第12条 職員を一の職から給料表の適用を異にすることなく、初任給基準表に異なる初任給の定めがある職種に属する他の職に異動させる場合においては、その者の異動後の職務に応じて昇格させ、又は引き続き従前の級に留まらせるものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前2条の規定にかかわらず、異動後の職に従前から在職していたものとみなし、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して決定するものとする。

(給料表の適用を異にする異動)

第13条 職員を一の職から給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合においては、その者の異動後の職務に応じて、異動後の級を決定するものとする。

2 前項の場合における職員の異動後の号給は、前条第2項の規定に準じて決定するものとする。

(昇給日)

第14条 条例第7条第4項の規則で定める日は、第17条に定めるものを除き、毎年4月1日（以下「昇給日」という。）とする。

(行政職給料表の7級の職員に相当する職員)

第15条 条例第7条第5項の規則で定める職員は、広域連合長が別に定める。

(昇給区分及び昇給の号給数)

第16条 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分（以下「昇給区分」という。）は、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 勤務成績が極めて優秀である職員 S
- (2) 勤務成績が優秀である職員 A
- (3) 勤務成績が普通である職員 B
- (4) 勤務成績がやや劣る職員 C
- (5) 勤務成績が劣る職員 D

2 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

- (1) 次に掲げる事由以外の事由によって昇給日前1年間（当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。）の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員（次号に掲げる職員を除く。） D

ア 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する時間外勤務代休時間

イ 勤務時間条例第11条に規定する休暇のうち、年次休暇、公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）

による負傷若しくは疾病に係る療養休暇及び特別休暇

ウ 勤務時間条例第15条に規定する介護休暇

エ 勤務時間条例第15条の2に規定する介護時間

オ 茨城県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成19年条例第7号。以下「職務専念義務特例条例」という。）に基づく職務専念義務の免除

カ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業

キ 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業

ク 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係る休職

- (2) 前号アからクまでに掲げる事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 D

3 前項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断し

た場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長と協議して、当該昇給区分より上位の昇給区分（S、A及びBの昇給区分を除く。）に決定することができる。

- 4 条例第7条第4項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて昇給号給数表に定める号給数とする。
- 5 前年の昇給日後に新たに職員となった者又は同日後に第10条第3項又は第20条の規定により号給を決定された者の昇給の号給数は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数（1月未満の端数があるときは、これを1月とする。）を12月で除した数を乗じて得た数（1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に相当する号給数とする。
- 6 前2項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。
- 7 第4項又は第5項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給（当該昇給日において職務の級を異にする異動又は第13条に規定する異動をした職員にあっては、当該異動後の号給）の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる職員の昇給の号給数は、第4項及び第5項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

（表彰等による昇給）

第17条 勤務成績が優秀である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める日に、条例第7条第4項の規定による昇給をさせることができる。

- (1) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は辺地若しくは特殊な施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合 表彰若しくは顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合 退職の日
- (3) 生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合 当該危篤又は当該著しい障害の状態となった日
- (4) その他特に必要があると認められる場合 広域連合長が定める日

- 2 前項第2号の規定による昇給の号給数は、2号給（退職の日においてその者が属する職務の級の最高の号給の1号給下位の号給を受ける職員にあっては、1号給）とする。

(最高号給を受ける職員についての適用除外)

第18条 第14条から前条までの規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

(号給決定の特例)

第19条 現に職員である者が、上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合において、その者の号給を初任給として受けるべき額の号給に達するまで上位に決定することができる。

2 初任給の基準の改正に伴い、新たに当該基準の適用を受けることとなる職員との均衡上必要があると認められる職員については、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の号給を上位に決定することができる。

(復職時等における号給の調整)

第20条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第55条の2第1項ただし書に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認めるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」をいう。）を別表第9の休職期間等調整換算表により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、又は再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(給料の訂正)

第21条 職員の給料の決定に誤りがあり、任命権者がこれを訂正しようとする場合においては、あらかじめ広域連合長の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

1 行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務の内容
2級	議会事務局の書記の職務 選挙管理委員会事務局の書記の職務 監査委員会事務局の書記の職務
3級	—
4級	—
5級	会計室長の職務 議会事務局長の職務 選挙管理委員会事務局書記長の職務 管理委員会事務局書記長の職務
6級	会計管理者の職務
7級	—

2 医療職給料表(3) 級別職務分類表

職務の級	職務の内容
3級	係長の職務
4級	困難な業務を行う係長の職務

別表第2（第5条、第9条、第12条関係）

1 行政職給料表初任給基準表

採用区分	学歴免許等	初任給	減ずる年数
通常の試験	大学卒	1級25号給	—
	短大卒	1級15号給	
	高校卒	1級5号給	
経験者の試験	大学卒	3級21号給	8
	短大卒	3級11号給	
	高校卒	3級1号給	
その他	大学卒	1級21号給	—
	短大卒	1級11号給	
	高校卒	1級1号給	
	中学卒（卒業後の経験年数4年を有する者に限る。）	1級1号給	

備考 採用区分欄の「通常の試験」の区分は通常の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「経験者の試験」の区分は経験者の試験の結果に基づいて職員となった者に適用し、「その他」の区分は通常の試験及び経験者の試験によらないで職員となった者に適用する。

2 医療職給料表(3) 初任給基準表

職種区分	学歴免許等	初任給
保健師	大学卒	2級11号給
看護師	短大3卒	2級5号給
准看護師	准看護師養成所卒	1級1号給

別表第3 学歴免許等資格区分表（第5条関係）

学歴区分等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 専門職学位課程修了	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	四 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第85条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限6年のものに限る。）の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	五 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	六 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部（修業年限4年のものに限る。）の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業

		(4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限3年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業又は専門職大学の修業年限2年の前期課程の修了 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。）の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に

		限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第76条第1項に規定する中学部に限る。)の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「特別支援学校」には平成18年法律第80号による改正前の学校教育法による盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校を、「准看護師学校」には平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校を、「准看護師養成所」には同法による准看護婦養成所を含むものとする。

別表第4 修学年数調整表（第5条関係）

学歴免許等の資格の区分				調整年数			
基準学歴 区分	基準修学 年数	学歴区分	修学年 数	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
大学卒	16年	博士課程修了	21年	(+) 5年	(+) 7年	(+) 9年	(+) 12年
		修士課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
		専門職学位課程修了	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
		大学6卒	18年	(+) 2年	(+) 4年	(+) 6年	(+) 9年
		大学専攻科卒	17年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 5年	(+) 8年
		大学4卒	16年		(+) 2年	(+) 4年	(+) 7年
短大卒	14年	短大3卒	15年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 3年	(+) 6年
		短大2卒	14年	(-) 2年		(+) 2年	(+) 5年
		短大1卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 4年
高校卒	12年	高校専攻科卒	13年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 1年	(+) 4年
		高校3卒	12年	(-) 4年	(-) 2年		(+) 3年
		高校2卒	11年	(-) 5年	(-) 3年	(-) 1年	(+) 2年
中学卒	9年	中学卒	9年	(-) 7年	(-) 5年	(-) 3年	

備考

- 1 本表の基準学歴区分欄及び調整年数欄の学歴の区分は、学歴免許等資格区分表の区分による。
- 2 調整年数欄に掲げる年数は、同欄に掲げるそれぞれの基準学歴の区分に対応する学歴区分欄に掲げる学歴の調整年数を示し「(+)」は加える年数を、「(-)」は減ずる年数を示す。
- 3 初任給基準表の学歴免許等欄に本表の基準学歴区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合における本表の適用については、当該区分の対応する基準修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する学歴区分に対応する修学年数欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減じる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学若しくは歯学に関する課程又は薬学若しくは獣医学に関する課程（修業年限4年のものに限る。）を修了した者に対する本表の適用については、学歴区分

欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、本表の修学年数及び調整年数とする。

- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数に関してあらかじめ広域連合長の承認を得て別に定めた職員については、その定められた修学年数及び調整年数をもって、本表の修学年数及び調整年数とする。

別表第5 経験年数換算表（第5条関係）

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
地方公務員／国家公務員／旧公共企業体職員／政府関係機関職員／外国政府職員としての在職期間	職務の種類が類似しているもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合はこの限りでない。
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	8割以下	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		10割以下	在学期間は正規の修学年数の範囲内とする
その他の期間	直接関係があると認められるもの	10割以下	
	その他のもの	2割5分以下	部内の他の職員との均衡を著しく失う場合は5割以下とすることができる。

別表第6（第5条、第16条関係）

昇給号給数表

昇給区分	S	A	B	C	D
昇給の号給数	10以上	8	6	4（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務が7級であるものであっては、3）	2
	4以上	4	3	2	1

備考

この表に定める上段の号給数は条例第7条第6項の規定の適用を受ける職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける職員に適用する。

別表第7（第10条関係）

昇格時号給対応表

ア 行政職給料表昇格時号給対応表

昇格した日の前 日に受けていた 号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11

24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21
34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	29

53	21	37	37	45	43	30
54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31
58	23	39	42	50	45	31
59	24	40	43	51	46	31
60	24	40	44	52	46	31
61	25	41	45	53	47	31
62	25	42	45	54	47	31
63	26	43	45	55	48	31
64	26	44	46	56	48	31
65	27	45	46	57	49	31
66	27	45	46	58	49	31
67	28	46	47	59	50	31
68	28	46	47	60	50	31
69	29	47	47	61	50	31
70	29	47	48	62	50	31
71	29	48	48	63	50	31
72	30	48	48	64	50	31
73	30	49	49	65	50	31
74	30	49	49	66	50	31
75	31	49	49	67	50	31
76	31	49	50	68	50	31
77	31	49	50	68	51	31
78	32	50	50	68	51	32
79	32	50	51	68	51	32
80	32	50	51	68	51	32
81	33	50	51	69	51	32

82	33	50	52	69	51	32
83	33	51	52	69	51	32
84	34	51	52	69	51	32
85	34	51	53	69	51	33
86	34	51	53	70	51	
87	35	51	53	70	51	
88	35	52	53	70	51	
89	35	52	54	71	52	
90	36	52	54	72	52	
91	36	52	54	73	52	
92	36	52	54	74	52	
93	37	53	55	75	53	
94		53	55	75		
95		53	55	76		
96		53	55	76		
97		53	55	77		
98		54	55	78		
99		54	55	79		
100		54	56	80		
101		54	56	81		
102		54	56			
103		55	56			
104		55	56			
105		55	56			
106		55	56			
107		55	57			
108		56	57			
109		56	57			
110		56	57			

111		56	57			
112		56	57			
113		56	57			
114		56				
115		56				
116		56				
117		57				
118		57				
119		57				
120		57				
121		57				
122		57				
123		57				
124		57				
125		57				

イ 医療職給料表(3)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1

12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	2	1
15	1	1	3	1
16	1	1	4	1
17	1	1	5	1
18	2	1	6	2
19	3	1	7	3
20	4	1	8	4
21	5	1	9	5
22	6	1	10	6
23	7	1	11	7
24	8	1	12	8
25	9	1	13	9
26	10	2	14	10
27	11	3	15	11
28	12	4	16	12
29	13	5	17	13
30	14	6	18	14
31	15	7	19	15
32	16	8	20	16
33	17	9	21	17
34	18	10	22	18
35	19	11	23	19
36	20	12	24	20
37	21	13	25	21
38	22	14	26	22
39	23	15	27	23
40	24	16	28	24

41	25	17	29	25
42	26	18	30	26
43	27	19	31	27
44	28	20	32	28
45	29	21	33	29
46	30	22	34	30
47	31	23	35	31
48	32	24	36	32
49	33	25	37	33
50	34	26	38	34
51	35	27	39	35
52	36	28	40	36
53	37	29	41	37
54	38	30	42	38
55	39	31	43	39
56	40	32	44	40
57	41	33	45	41
58	41	34	46	42
59	42	35	47	43
60	42	36	48	44
61	43	37	49	45
62	43	38	50	46
63	44	39	51	47
64	44	40	52	48
65	45	41	53	49
66	46	42	54	50
67	47	43	55	51
68	48	44	56	52
69	49	45	57	53

70	50	46	58	53
71	51	47	59	54
72	52	48	60	54
73	53	49	61	55
74	54	50	62	55
75	55	51	63	56
76	56	52	64	56
77	57	53	65	57
78	58	54	66	58
79	59	55	67	59
80	60	56	68	60
81	61	57	69	61
82	62	58	70	61
83	63	59	71	62
84	64	60	72	62
85	65	61	73	63
86	65	62	74	63
87	66	63	75	64
88	66	64	76	64
89	67	65	77	65
90	67	66	78	65
91	68	67	79	66
92	68	68	80	66
93	69	69	81	67
94	70	70	82	67
95	71	71	83	68
96	72	72	84	68
97	73	73	85	68
98	74	74	85	68

99	75	75	86	69
100	76	76	86	69
101	77	77	87	69
102	77	78	87	69
103	78	79	88	70
104	78	80	88	70
105	79	81	89	70
106	79	81	90	70
107	80	81	91	71
108	80	82	92	71
109	81	82	92	71
110	81	82	92	71
111	81	83	93	72
112	81	83	93	72
113	81	83	93	73
114	82	84	94	
115	82	84	94	
116	82	84	94	
117	82	85	95	
118	82	85	95	
119	83	85	95	
120	83	85	96	
121	83	86	96	
122	83	86	96	
123	83	86	97	
124	84	86	97	
125	84	87	97	
126	84	87		
127	84	87		

128	84	87		
129	85	88		
130	85	88		
131	85	88		
132	86	88		
133	86	89		
134	86	89		
135	87	89		
136	87	90		
137	87	90		
138	88	90		
139	88	90		
140	88	90		
141	89	91		
142	89	91		
143	89	91		
144	89	91		
145	90	91		
146	90	92		
147	90	92		
148	90	92		
149	91	92		
150	91	92		
151	91	93		
152	91	93		
153	92	93		
154	92			
155	92			
156	92			

157	93			
158	93			
159	93			
160	94			
161	94			
162	94			
163	95			
164	95			
165	95			
166	96			
167	96			
168	96			
169	97			

別表第8（第11条関係）

降格時号給対応表

ア 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた 号給	降格後の号給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	33	17	17	9	9	13
2	33	18	18	10	10	14
3	33	19	19	11	11	15
4	34	20	20	12	12	16
5	35	21	21	13	13	17
6	36	22	22	14	14	18
7	38	23	23	15	15	19
8	39	24	24	16	16	20
9	41	25	25	17	17	21
10	42	26	26	18	18	22
11	43	27	27	19	19	23
12	44	28	28	20	20	24
13	45	29	29	21	21	25
14	46	30	30	22	22	26
15	47	31	31	23	23	27
16	48	32	32	24	24	28
17	49	33	33	25	25	29
18	50	34	34	26	26	30
19	51	35	35	27	27	31
20	52	36	36	28	28	32
21	54	37	37	29	29	34
22	56	38	38	30	30	36
23	58	39	39	31	31	38
24	60	40	40	32	32	40

25	62	41	41	33	33	42
26	64	42	42	34	34	44
27	66	43	43	35	35	46
28	68	44	44	36	36	48
29	71	45	45	37	37	52
30	74	46	46	38	38	56
31	77	47	47	39	39	77
32	80	48	48	40	40	84
33	83	49	49	41	41	85
34	86	50	50	42	42	85
35	89	51	51	43	43	85
36	92	52	52	44	44	85
37	93	54	53	45	45	85
38	93	56	54	46	46	85
39	93	58	55	47	47	85
40	93	60	56	48	48	85
41	93	61	57	49	50	85
42	93	62	58	50	52	85
43	93	63	59	51	54	85
44	93	64	60	52	56	85
45	93	66	63	53	58	85
46	93	68	66	54	60	85
47	93	70	69	55	62	85
48	93	72	72	56	64	85
49	93	77	75	57	66	85
50	93	82	78	58	76	85
51	93	87	81	59	88	85
52	93	92	84	60	92	85
53	93	97	88	61	93	85

54	93	102	92	62	93	85
55	93	107	99	63	93	85
56	93	116	106	64	93	85
57	93	125	113	65	93	85
58	93	125	113	66	93	85
59	93	125	113	67	93	85
60	93	125	113	68	93	85
61	93	125	113	69	93	85
62	93	125	113	70	93	
63	93	125	113	71	93	
64	93	125	113	72	93	
65	93	125	113	73	93	
66	93	125	113	74	93	
67	93	125	113	75	93	
68	93	125	113	80	93	
69	93	125	113	85	93	
70	93	125	113	88	93	
71	93	125	113	89	93	
72	93	125	113	90	93	
73	93	125	113	91	93	
74	93	125	113	92	93	
75	93	125	113	94	93	
76	93	125	113	96	93	
77	93	125	113	97	93	
78	93	125	113	98	93	
79	93	125	113	99	93	
80	93	125	113	100	93	
81	93	125	113	101	93	
82	93	125	113	101	93	

83	93	125	113	101	93	
84	93	125	113	101	93	
85	93	125	113	101	93	
86	93	125	113	101		
87	93	125	113	101		
88	93	125	113	101		
89	93	125	113	101		
90	93	125	113	101		
91	93	125	113	101		
92	93	125	113	101		
93	93	125	113	101		
94	93	125	113			
95	93	125	113			
96	93	125	113			
97	93	125	113			
98	93	125	113			
99	93	125	113			
100	93	125	113			
101	93	125	113			
102	93	125				
103	93	125				
104	93	125				
105	93	125				
106	93	125				
107	93	125				
108	93	125				
109	93	125				
110	93	125				
111	93	125				

112	93	125				
113	93	125				
114	93					
115	93					
116	93					
117	93					
118	93					
119	93					
120	93					
121	93					
122	93					
123	93					
124	93					
125	93					

イ 医療職給料表(3)降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降格後の号給			
	1級	2級	3級	4級
1	17	25	13	17
2	17	26	14	18
3	17	27	15	19
4	18	28	16	20
5	19	29	17	21
6	20	30	18	22
7	21	31	19	23
8	22	32	20	24
9	24	33	21	25
10	25	34	22	26
11	26	35	23	27
12	28	36	24	28

13	29	37	25	29
14	30	38	26	30
15	31	39	27	31
16	32	40	28	32
17	33	41	29	33
18	34	42	30	34
19	35	43	31	35
20	36	44	32	36
21	37	45	33	37
22	38	46	34	38
23	39	47	35	39
24	40	48	36	40
25	41	49	37	41
26	42	50	38	42
27	43	51	39	43
28	44	52	40	44
29	45	53	41	45
30	46	54	42	46
31	47	55	43	47
32	48	56	44	48
33	49	57	45	49
34	50	58	46	50
35	51	59	47	51
36	52	60	48	52
37	53	61	49	53
38	54	62	50	54
39	55	63	51	55
40	56	64	52	56
41	58	65	53	57

42	60	66	54	58
43	62	67	55	59
44	64	68	56	60
45	65	69	57	61
46	66	70	58	62
47	67	71	59	63
48	68	72	60	64
49	69	73	61	65
50	70	74	62	66
51	71	75	63	67
52	72	76	64	68
53	73	77	65	70
54	74	78	66	72
55	75	79	67	74
56	76	80	68	76
57	77	81	69	77
58	78	82	70	78
59	79	83	71	79
60	80	84	72	80
61	81	85	73	82
62	82	86	74	84
63	83	87	75	86
64	84	88	76	88
65	86	89	77	90
66	88	90	78	92
67	90	91	79	94
68	92	92	80	98
69	93	93	81	102
70	94	94	82	106

71	95	95	83	110
72	96	96	84	112
73	97	97	85	113
74	98	98	86	113
75	99	99	87	113
76	100	100	88	113
77	102	101	89	113
78	104	102	90	113
79	106	103	91	113
80	108	104	92	113
81	113	107	93	113
82	118	110	94	113
83	123	113	95	113
84	128	116	96	113
85	131	120	98	113
86	134	124	100	113
87	137	128	102	113
88	140	132	104	113
89	144	135	105	113
90	148	140	106	113
91	152	145	107	113
92	156	150	110	113
93	159	153	113	113
94	162	153	116	113
95	165	153	119	113
96	168	153	122	113
97	169	153	125	113
98	169	153	125	113
99	169	153	125	113

100	169	153	125	113
101	169	153	125	113
102	169	153	125	
103	169	153	125	
104	169	153	125	
105	169	153	125	
106	169	153	125	
107	169	153	125	
108	169	153	125	
109	169	153	125	
110	169	153	125	
111	169	153	125	
112	169	153	125	
113	169	153	125	
114	169	153		
115	169	153		
116	169	153		
117	169	153		
118	169	153		
119	169	153		
120	169	153		
121	169	153		
122	169	153		
123	169	153		
124	169	153		
125	169	153		
126	169			
127	169			
128	169			

129	169			
130	169			
131	169			
132	169			
133	169			
134	169			
135	169			
136	169			
137	169			
138	169			
139	169			
140	169			
141	169			
142	169			
143	169			
144	169			
145	169			
146	169			
147	169			
148	169			
149	169			
150	169			
151	169			
152	169			
153	169			

別表第9 休職期間等調整換算表（第20条関係）

事由	引き続き勤務しない期間についての換算率
条例第28条第1項の休職又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間	3分の3以下
条例第28条第2項の休職若しくは同条第3項の休職（通勤による負傷又は疾病に係るものを除く。）又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇（通勤による災害に係るものを除く。）の期間	2分の1以下
条例第28条第4項の休職の期間	零（ただし、無罪判決を受けた場合は、事情により3分の3以下とすることができる。）
条例第28条第5項の休職の期間	3分の3以下
勤務時間条例第15条に規定する介護休暇の期間	3分の3以下